

## 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの 改革に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 1 法律の趣旨

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができることとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずる。

### 2 法律の内容

#### (1) 構造改革特別区域法の一部改正

##### ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例

社会教育施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備を図るため、認定構造改革特別区域における社会教育施設の管理及び整備に関する事務を地方公共団体の長が実施できることとする。

##### イ 特例措置の全国展開等に伴う規定の削除

(ア) (2)の改正に伴い、特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る規制の特例措置を削除する。

(イ) 地域医療の確保のため必要と認められる病院等については、医業に派遣労働者を従事させることが可能となったことを踏まえ、特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る規制の特例措置を削除する。

#### (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

刑事施設等の運営に関する業務のうち、次に掲げる業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとするとともに、公共サービス実施民間事業者として当該業務を実施するために必要な要件等について定める。

##### ア 被収容者等の写真の撮影及び指紋の採取に係る業務

##### イ 金品の検査の実施に係る業務

##### ウ 健康診断の実施に係る業務

##### エ その他